

訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名

訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業委託業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和3年3月5日まで

3. 趣旨・目的

今後、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスタースゲームズ2021 関西の開催に加え、2025年には大阪・関西万博が予定されていることから、多くの外国人旅行者が日本及び関西を訪れることが予想される。この訪日外国人旅行者を、本県に誘客し、滞在日数及び旅行消費額の増加を図るためには、本県滞在中に楽しめる体験型コンテンツを充実させ、『コト』『イミ』消費が進む訪日外国人旅行者のニーズに対応する必要がある。

同時に、今回私たちは新型コロナウイルス感染症の流行から多くの教訓を得た。その一つが観光が地域社会及び地域経済に与える影響の大きさである。観光を通じた持続可能な地域社会の実現には、各国の嗜好やニーズも考慮しつつ、地域にしっかりお金がまわる仕組みを丁寧に造りあげることが不可欠である。私たちの地域が、観光という観点から世界から選ばれて、持続可能で適切な経済が地域をめぐり、その結果、地元住民が「幸せ」に暮らし続けられることを目指し、『地域資源』を持続可能な観光コンテンツに育て、磨き上げる事業を実施・展開する。

4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する「訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」において、以下の業務を委託する。

【参考】訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業の概要

ターゲット：欧米豪、台湾、香港、タイ など

造成コンテンツ：50件

※うち、歴史・文化:15件、自然・景観:15件、スポーツ・ク
ティビティ:10件、ナイトタイム:10件

（ただし、件数は概ねであり配分変更は可）

プロセス：①参画事業者及びコンテンツの募集

②対象コンテンツの選定（造成検討会の開催）

※計50件、うちプレミアムコンテンツとして10件程度選定

③コンテンツのブラッシュアップ

・モニターツアー（前期）を実施

・参画事業者への講習会

④観光本部助成制度による支援 ※委託業務対象外

(1) 参画事業者、コンテンツの募集及び選定

①県民局・県民センター、各地域DMO・観光協会及び県下市町（必要に応じて）を通じて、本事業に参画する観光事業者を募集する。

※多くの事業者に応募してもらうため、事業詳細の説明、参画のメリットの訴求など丁寧なやり取りに努めること

②応募資料を回収し内容を精査するとともに、コンテンツ造成検討会（審査会）に向け、精査ポイントを明確にした資料を作成する。

※応募コンテンツの把握及び選定にあたっては、現地調査を実施（15回程度）し、調査後は調査内容を報告書にまとめ提出すること

③コンテンツ造成検討会を開催し、対象コンテンツ（50件、うち5～10件程度のプレミアムコンテンツ）を選定する。

※審査員は、観光本部専務、ツーリズムプロデューサーを含め3名程度を選定

④応募数が多数（概ね100件以上）場合には、観光本部と調整のうえ、書面及びヒアリングによる一次審査を行う。

【参考】

① コンテンツとは(定義)

一の運営事業者が、一連のテーマ性をもって一体的に提供できる体験メニューやサービス等を一つのコンテンツという。

② 対象コンテンツの選定のポイント(プレミアム/スタンダードコンテンツの区分も含む)

- ・ターゲット市場におけるインバウンド旅行者のニーズや嗜好に沿っているか
- ・その地域に根差したストーリー性、稀少性、独自性、非日常性等を有しているか、また、本物志向のニーズに対応できているか
- ・事業者のインバウンド受入体制（多言語対応、ホームページ情報発信、日本人と異なる多様な要望への融通 等）は十分か、もしくは改善させる意向は高いかなどを勘案し、特に地域の核となるような優良コンテンツをプレミアム（5～10件程度）とし、次に有力なものをスタンダードコンテンツ（40～45件程度）として選定する。

(2) 対象コンテンツの改善・ブラッシュアップ

①観光本部ツーリズムプロデューサーが、対象コンテンツの改善のために行う現地調査に際して、交通費・宿泊代の費用を負担することとして行程管理を行う（2名、1泊2日、4回程度）。

②対象コンテンツの改善・ブラッシュアップを目的に、現地に出向きコンテンツの内容や受入体制について把握するとともに、観光本部ツーリズムプロデューサーや下記モ

ニターの意見をもとに、観光事業者に対し提案・アドバイスを行う（現地訪問 15 回以上）。

③対象コンテンツの改善・ブラッシュアップに向け、インバウンド誘客の知見を有した外国人を選定し、モニターツアー（前期）を実施する。

※モニターの出身国・地域は、米国・イギリス・オーストラリアから 3 名以上、フランスから 1 名以上、ドイツ 1 名以上、台湾から 2 名以上、香港から 2 名以上、中国から 1 名以上、韓国から 1 名以上、タイから 1 名以上の計 12 名以上を確保すること

※モニターの選定については、観光本部及び観光本部ツーリズムプロデューサーに相談のうえ決定すること

※モニターは在日外国人でも構わない。

※上記モニターを国に偏りがないように、概ね 4 グループに分け、それぞれ 4 泊 5 日程度のツアーを催行のうえ、対象コンテンツを網羅できるよう体験させるとともに、その評価や改善ポイントなどを記載したアンケートを実施すること

※アンケート結果を集計・分析のうえ、対象コンテンツの改善・ブラッシュアップに向けた参考とするとともに、観光本部に提出すること

④インバウンド受入及び体験型・周遊滞在型コンテンツ造成に知見を有する講師を選定・調整のうえ、神戸、姫路、但馬、淡路（開催場所については変更の可能性あり）の 4 か所において、「インバウンド受入講習会（仮称）」を実施する。

※講師の選定については選定理由を明示し、講演内容については、ポストコロナの観点をふまえ、観光本部、観光本部ツーリズムプロデューサーに相談のうえ決定すること

※開催に際して、対象コンテンツ事業者ならびに県民局・県民センター、各地域DMO・観光協会及び県下市町（必要に応じて）に参加の呼びかけを行い、出欠を管理すること

⑤複数の事業者にまたがるコンテンツについては、その受入体制、料金や申込窓口などについて、関係者が集まり協議する場を設定し、調整を行う。

⑥上記①～⑤の取組を踏まえ、対象観光事業者とともに、コンテンツの改善・ブラッシュアップを行ったうえで、下記項目についてタリフとして取りまとめる。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金（税込）、料金に含むもの（含まないもの）、任意オプション、集合場所（名称、住所、アクセス方法、駐車場情報）、送迎の有無、送迎場所（名称、住所）、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢（同伴・同委の別）、予約締切時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり（作れるもの、個数、受け取り方法）等

【留意事項】対象コンテンツの改善・ブラッシュアップに際しては、委託者がサイクルツーリズム等テーマに応じ別途契約を行うコンテンツ造成事業者と綿密に連携・協力を行いながら事業を進めていくこと

(3) パンフレット（電子データ）の作成、モニターツアー（後期）

①上記(2)において作成したタリフの情報を多言語化し、パンフレット（電子データのみ）（A4、20 ページ程度、英語、フランス語、タイ語、中国語（繁体字）及び中国語（簡体字））を製作する。

※広報手法・ツールについても効果の観点を踏まえ提案すること

※翻訳に関しては、日本語の直訳ではなく、ネイティブチェックを行うなど各言語のネイティブにとって魅力が伝わりやすい表現とすること

②訪日旅行に関するインフルエンサーを原則に海外現地から招聘し、モニターツアー（後期）を実施する。

※モニターの出身国・地域は、米国・イギリス・オーストラリアから2名以上、フランスから1名以上、台湾から1名以上、香港から1名以上の計5名以上を確保すること

※モニターの選定については、観光本部及び観光本部ツーリズムプロデューサーに相談のうえ決定すること

※上記モニターを2グループに分け、それぞれ3泊4日程度のツアーを催行し、対象コンテンツを体験させるとともに、その評価や改善ポイントなどを記載したアンケートを実施すること

※招聘者のブログやSNSなどを通して、造成コンテンツの魅力を広く発信すること

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、紙媒体各5部及び電子データを本部に提出しなければならない。

電子データはメディア（CD 又は DVD）に記録し5部提出すること。なお、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェックを行っておくこと

①事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数 等

②タリフ

造成した体験型・周遊滞在型コンテンツをまとめたタリフ

③パンフレット（電子データのみ）（A4、20 ページ程度、英語、フランス語、タイ語、中国語（繁体字）及び中国語（簡体字））

※電子データは、Adobe Illustrator もしくは InDesign document に加え、PDF 形式で納品すること

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区中山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和3年3月5日（金） 17:00

6. 委託料の上限額

委託料の上限額は、15,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

ただし、観光庁の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱 P7(1)に示された経費のみ対象とすること

7. 精算・支払い

請求書を受領後、令和3年3月末日までに精算を行う。

8. 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、委託者において示す。
 - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) 契約の解除
 - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (8) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (9) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者

に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること

(10) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること

(11) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。